

税務・人事労務ワンポイント (367)

職員旅行不参加者から今までの積立金の返還を求められたが、どう対処すべきか

社会保険労務士 桂 好志郎

Q 当医院では、毎年職員旅行を実施しています。旅行積立金として毎月3000円給与から天引きしています。参加は自由です。この度参加しない職員から、給与からの天引きの中止、また今まで積み立てた積立金の返還

を求められました。どう対処すべきか。法に抵触しないためのアドバイスをお願いします。旅行積立金の天引きは個人との合意でやってきました。

◇書面による労使協定が必要

賃金は、原則として、全額を支払わなければならないが、その一部を控除して支払うことができます。次の場合には、賃金の一部を控除して支払うことができます。

①法令に別段の定めがある場合―税金、社会・労働保険料等の控除

②労使協定による控除―社宅費、購買代金等を対象とする例が多い

賃金から控除する場合、賃金控除協定がなければなりません。

行政解釈によると、労使の書面協定による一部控除は「購買代金、社宅寮その他の福利、厚生施設の費用、社内預金、組合費等、事理明白なものについてのみ、法第36条の時間外労働と同様の労使の協定によって賃金から控除することを認める趣旨」であるとされており、これらに該当しないものは、労使の書面協定があっても賃金から控除することはできません。

「旅行積立金」は、この行政解釈によるとこの「その他の福利、厚生施設の費用」に該当することになるため、労使の書面協定があれば賃金から控除することができます。(この労使の書面協定は、行政官庁への届け出は必要ない)

◇強制貯金の禁止

労基法第18条は、使用者は、労働契約の締結や存続の条件として、貯蓄の契約をさせ(使用者の指定する銀行・郵便局等に貯蓄させること)、又は貯蓄金を管理(職員の通帳・印鑑を保管すること)する契約をしてはならないと定めています。この積立だが、いわゆる強制貯蓄あるいは社内預金に当たらないようにすることがです。

その旅行が業務の一環として実施され、参加しない場合には欠勤扱いとなる場合で、その費用の積立てを強制される場合、または参加は自由でも、旅行費用の積立てについて強制されるようであれば、その旅行費用積立ては、強制貯蓄に該当し、本条に抵触すると考えられます。

◇旅行積立金の管理方法にも注意

親睦会を作りその代表が「〇〇親睦会代表〇〇」という預金口座で管理すれば問題ありませんが、医院が、預り金の勘定科目で受け入れて管理するようでは、その金が医院の運転資金として流用されるおそれもあることから、本条違反のそしりを免れません。

◇本人の申出を受けて

給与からの天引きを希望しない申出があった以上その申出を受け入れること、またいままでの積み立てた費用は当然返還しなければならぬと考えます。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを協会ホームページで公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/